（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十四条の十六　法第十六条の十二の規定による移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存の方法）

第二十四条の十七　法第十六条の十三の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存は、電子計算機の操作によるものとし、電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等による移動端末設備用署名用電子証明書の失効の場合の公表の方法）

第二十四条の十八　法第十六条の十四第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存の方法）

第二十四条の十九　法第十六条の十五の規定による移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存は、電子計算機の操作により、これを電磁的記録媒体に記録し、及び保存することによって行うものとし、当該電磁的記録媒体への記録及びその保存の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第四款　［略］

（特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類）

第二十四条の二十　令第七条の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）

第二十七条　令第九条第一号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第十七条第一項第六号の規定による主務大臣の認定を受けようとする者（次条第一号において「電子署名等確認認定申請者」という。）が行う同項第六号に規定する確認の用に供する設備のうち次に掲げるもの（以下この条及び第八十二条第六号において「電子署名等確認設備」という。）は、入出場を管理するために必要な措置が講じられている場所に設置されていること。

イ　署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書（法第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。以下同じ。）又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書（法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を受領するシステムに係る設備

［ロ　略］

ハ　イ及びロに掲げる設備のほか、次に掲げる情報を保存する設備

(1)～(4)　［略］

(5)　対応署名用電子証明書の発行の番号

(6)～(9)　［略］

(10)　対応利用者証明用電子証明書の発行の番号

［二～四　略］

第二款　［同上］

（特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類）

第二十四条の二　令第七条の二に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

（電子署名又は電子利用者証明の確認の用に供する設備の基準）

第二十七条　［同上］

一　［同上］

イ　署名利用者から通知される電子署名が行われた情報及び署名用電子証明書又は利用者証明利用者の電子利用者証明に関して通知される利用者証明用電子証明書を受領するシステムに係る設備

［ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)～(4)　［新設］

(5)～(8)　［同上］

［新設］

［二～四　同上］